

# ふるさと小野町会 ふれあい通信

## 人生の大誤算

佐藤 武臣  
(夏井出身・神奈川支部)



私が上京したのは昭和38年、ちょうどこの年は東京オリンピックの前年に当たり、神武以来の好景気に沸いていました。郷里小野町辺りでも出稼ぎのために東京へ、東京へと草木もなびいた時代でした。

出稼ぎというと、普通は農家の跡取りの方が、冬場の農閑期に首都圏に出て農業以外の仕事に従事し、現金収入を得ることをいったのですが、私のような三男坊にはそんな必要はありません。永久に就職して、生涯を東京で暮らすのが一般的なパターンでした。でも私はこの就職を「万年出稼ぎ」と考え、いざれ定年を迎えたら再び郷里へ戻って、この地へ骨を埋めようと考えての就職でした。だから私は、いまでも本籍だけは小野町に残したままになっています。

上京47年、今春会社も定年を迎え、いよいよ念願のふるさと帰還の時期を迎えました。ある日そのことを家内や子どもたちに伝えると、「帰りたいかったらお一人どうぞぞ…」とみな異口同音に言うのです。子どもたちはすでにこの地に就職しているので仕方がないにせよ、いままで労苦を共にしてきた家内までがそう言うのです。ガーンと頭が真っ白になりました。「なんで…、なんでこんな東京のどこがいい？」と冷めた気分になってしまいました。でも冷静に考えれば、小野町は私の故郷ではあっても、子どもたちにとってはそうではない。ふるさとには学校や友人と言った「思い出」が必要だからです。神奈川に育った人間に、私と同じ小野町の思い出がある訳もなく、家内についても、いつかは別れの時がやってくる、だから私を捨てても子どもたちと一緒にいたい…、なんかそんな気持ちに分るような気がします。しかし、これが読めなかったのは私の一大誤算でした。

一方でふるさと帰還の夢も捨てきれず、北の空を眺めては一粒の涙がほおから流れ落ちるのを覚えます。嗚呼！こんなことだったら、家内もふるさと産が良かったかな…なんて思いながら、でも何処で朽ちようと、私の魂は永久にふるさと小野に生き続けます。そして戸籍ならぬ我が家の「古籍」は、未代まで小野町に残しておくよう子どもたちを諭しました。

# 国民年金コーナー

## カラ期間にご注意ください

20歳から60歳になるまでの40年間、国民年金、厚生年金などの公的年金制度に加入して保険料を納めた方には、65歳から月額66,008円の老齢基礎年金が支給されます。

老齢基礎年金を受けるためには、25年以上の期間が公的年金制度の保険料を納めた期間か、国民年金の保険料を免除された期間であることが必要ですが、この25年にはカラ期間も含まれることになっています。

### ○カラ期間とは

このカラ期間は、前記の25年の資格期間に算入されますが、年金額には反映されない「実」のない期間のため、「カラ期間」と呼ばれます。

このカラ期間の主なもの、原則、昭和36年4月以後の20歳以上60歳未満の期間で、国民年金に任意加入できたのに任意加入しなかった次の方の期間などとなっています。

- ① 昭和61年3月までの厚生年金などの加入者の被扶養配偶者
- ② 平成3年3月までの学生
- ③ 海外在住の日本人

また、昭和61年3月までに厚生年金などから脱退手当を受けた期間もカラ期間とされています。

### ○本人の申出が必要です

これらのカラ期間は、年金の未加入期間となっていて、日本年金機構にはその記録が残されていないため、原則として、本人の申し出に基づいてカラ期間の有無が調査されることになっています。

そのため、25年の老齢基礎年金の資格期間を満たせない方で、カラ期間となる可能性のある期間をもっていると思われる方は、年金事務所または市町村役場の担当窓口にご旨を申し出て、相談してください。

また、カラ期間がないために25年の資格期間を満たせない方は60歳から70歳になるまでの間に、国民年金の任意加入者になることもできます。

この場合の保険料の額は、一般の第一号被保険者と同様、平成22年度は月額15,100円となっています。ただし、任意加入者には免除制度がありませんので、ご注意ください。

任意加入についても、年金事務所または市町村役場の担当窓口にご相談ください。

郡山年金事務所

024-9321-3434

町民生活課

72-6933